

高等教育の 修学支援新制度

本校は修学支援新制度の対象校です



【制度対象者】

- 世帯収入や資産の要件を満たしていること（住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯）
基準を満たす世帯収入は、家族構成等により異なります。
- 学ぶ意欲のある学生であること（成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認）
進学後にしっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

【授業料・入学金の免除・減額】

- 世帯構成や収入などに応じて支援額の区分が決まり、支援を受けられる額が変わります。

区分	世帯収入	授業料等減免		給付型奨学金	
		入学 金 免除額	授業料 免除額	自宅生	自宅外生
第Ⅰ区分	約 270 万円未満 (住民税非課税世帯)	16 万円	59 万円	約 46 万円	約 91 万円
第Ⅱ区分	約 300 万円未満 (住民税非課税世帯の準ずる)	第Ⅰ区分の2/3の額			
第Ⅲ区分	約 380 万円未満 (住民税非課税世帯の準ずる)	第Ⅰ区分の1/3の額			
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	約 600 万円未満 (住民税非課税世帯の準ずる)	第Ⅰ区分の1/4の額			

※年収目安はあくまでも一例です。

※「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学後 3 か月以内に申請して支援対象となった学生です。

※多子世帯は扶養する子どもが 3 人以上いる世帯となります。

詳しくは、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。

[文部科学省ホームページ](#)

高等教育の修学支援新制度」に関わる本校の情報公開

[令和7年度 確認申請](#)

